

浜名湖救護サポート定款

浜名湖救護サポート
令和5年4月1日

(名称)

第1条 本団体は、浜名湖救護サポートと称する。

(事務所)

第2条 本団体の事務所は静岡県 湖西市新居町 浜名898 (代表宅) とする。

(目的)

第3条 本団体は、平時・災害時の救護ボランティアをすることを目的とし、令和5年4月1日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 地域興行イベントでの救護活動
- (2) 災害発生時の初期の救護活動
- (3) その他、依頼があった活動または、本団体が必要とする活動。

(会員)

第5条 本団体の会員は、次の4種類とする。

- (1) 正会員は、この団体の目的に賛同し下記に設ける資格をもって入会した者
 - ・医師、看護師、准看護師、救急救命士
 - ・赤十字救急法基礎講習以上の資格所持者
 - ・日本ライフセービング協会の発行する、BLS以上の資格所持者
 - ・AHA (アメリカ心臓協会) の発行する BLS 以上の資格所持者
 - ・第三級陸上特殊無線技士以上の資格所持者 (アマチュア無線免許不可)
- (2) 賛助会員は、この団体の事業を賛助するために入会したものとする。
また、個々の資格は問わない。
企業賛助会員は、この団体の事業を賛助するために入会したものとする。
また、個々の資格は問わない。
- (3) その他、代表が認めた者

(入会)

第6条 入会を希望する者は、入会申込書を代表に提出し、承認を得るものとする。

(入会金・会費)

第7条 正会員は、入会金 6,000 円・年会費 3,000 円
賛助会員は、入会金 10,000 円・年会費 5,000 円
企業賛助会員は、入会金 20,000 円・年会費 10,000 円
を事業年度毎に納入するものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出することにより任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本団体に次の役員を置く。

(1) 代表 1名

役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 代表は、本団体を代表し、その事業を総括する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、事務局の議決により、これを解任することができる

(1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 本人の申し出があったとき。

(3) 義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(資産)

第12条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び年会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(総会)

第13条 本団体の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業の変更

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員の選任または解任

(5) 解散

(6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決

するところによる。

(議事録)

第 14 条 総会の議事については、議事録を作成する

(役員会)

第 15 条 役員会は役員を持って構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する

(事業報告書及び決算)

第 16 条 代表は、毎事業年度終了後 2 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 17 条 本団体の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 18 条 本団体の事務を処理するため、事務局を置く。

(解散)

第 19 条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(委任)

第 20 条 この定款に定めない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第 21 条 この定款は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

- 1 この定款は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この定款の下記を令和5年7月1日に変更した。
 - 1) 本書の名称を規約から定款にした。
 - 2) 本書の2ページの会費を変更するとともに、入会金を設けた。